

那須町の人事行政の運営等の状況について

令和5年 8月
那須町長 平山 幸宏

那須町人事行政の運営等の公表に関する条例第3条第1項の規定に基づき、前年度における那須町の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況

① 試験・選考に関する制度の概要

職員採用試験は、那須地区広域行政事務組合管内の市町村が同一日に実施しています。試験内容は、高等学校卒業程度の教養試験、適応性検査及び面接試験を行っています。選考による試験は、職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定しています。

② 任用状況(令和4年度中採用者数)

ア 試験による採用者数	<u>6 人</u> (前年度 6人)
イ 選考による採用者数	<u>1 人</u> (前年度 1人)

(2) 職員の退職者数

① 定年・早期退職者数	<u>4 人</u> (前年度 6人)
② 普通退職者数	<u>4 人</u> (前年度 7人)
③ 死亡退職者数	<u>0 人</u> (前年度 0人)

(3) 定員管理の状況(前年4月1日現在)

◎「那須町の給与・定員管理について(令和4年度)」参照

(4) 再任用制度の実施状況

定年による退職者、また一定の要件を満たす定年前退職者において、高齢者の知恵や知識を広く活用する等の観点から、60歳代前半に公務部門で働く意欲と能力のある者を任用するものです。

再任用者数 16 人

(5) 任期を定めた職員の採用状況

制度化しておりません。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況

(2) 職員給与費の状況

(3) 職員の平均給料月額

(4) 職員の初任給の状況

(5) 職員の経験別年齢・学歴別平均給料月額

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

(8) 勤勉手当への勤務成績の反映状況

(9) 職員手当の状況

(10) 勤務時間の状況

午前8時30分から午後5時15分(午後零時から午後1時までは休憩時間)

◎「那須町の給与・定員管理について(令和4年度)」参照

(11) 年次有給休暇(令和4年度の取得状況)

一年度に20日(残日数は20日を限度に翌年に繰り越しができます。)

① 平均付与日数(繰り越し分含む)	<u>37 日</u>
② 平均取得日数	<u>13.5 日</u>
③ 付与日数に対する取得率	<u>36 %</u>

※一般職(町長部局)に属する職員(中途採用退職者、育児休業取得者を除く)、引き続き場合を含む

(2) 服務規律の確保のためにとった措置の概要

年末年始や選挙における公務員倫理の確保を図るため、綱紀粛正の周知を行っています。
また、交通安全の誓約書を、町長あて年2回提出し、交通安全の推進を図っています。

(3) 営利企業等の従事制限の状況

職員は、任命権者の許可を得なければ、勤務時間の内外を問わず、次の行為をすることが禁じられています。

- ① 営利を目的とする私企業を営む会社その他の団体の役員その他の地位を兼ねること。
- ② 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- ③ 報酬を得てなんらかの事業又は事務に従事すること。

令和4年度における許可件数	<u>80 件</u>
(許可された主な事業)	
ア 農業関係	<u>9 件</u>
イ 消防団関係	<u>48 件</u>
ウ 調査員関係	<u>4 件</u>
エ 役員関係	<u>4 件</u>
オ その他	<u>15 件</u>

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員研修は、那須地区広域行政事務組合圏内の市町村が合同で行っている研修及び栃木県市町村職員研修協議会が行う研修等に参加しています。

(参加者数)

ア 栃木県市町村職員研修協議会の実施する研修	<u>62 人</u>
イ 那須地区広域行政事務組合が実施する研修	<u>114 人</u>
ウ 庁内研修	<u>335 人</u>
エ 市町村アカデミー	<u>4 人</u>

(2) 勤務成績の評定の実施状況

人事評価制度については、職員の能率及び公務能率の向上を図るため、平成25年4月1日より実施しております。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

① 職員生活習慣病予防検診及び人間ドックの実施

(令和4年度の受診者数)

ア 生活習慣病予防検診受診者	<u>152 人</u>
イ 人間ドック受診者	<u>94 人</u>

(2) 労働安全衛生法に関する事項

毎年、職員安全衛生管理規定に基づき安全衛生管理計画を策定し、出先機関の職場巡視を行っています。

また、安全衛生管理委員会を開催し、労使による職場の安全衛生の向上を図っています。

令和4年度の職場巡視箇所数 0 箇所

(3) 災害補償の実施状況

職員又は非常勤の職員が公務上の災害又は通勤途上の災害を受けた場合、医療等の補償をします。

令和4年度の認定件数 6 件

7 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度に新たな措置要求はありません。

8 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和4年度に新たな不服申立てはありません。

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定に基づき、「那須町職員の退職管理に関する規則」を制定し、離職後に営利企業等の地位に就いている元職員による現職職員への働きかけの規制等をおこなっています。

10会計年度任用職員(フルタイム)の状況

(1)職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	人 数
用務員	4
保育士補助	5
保育士	18
那須歴史探訪館館長	1
社会教育指導員	5
児童発達相談員	2
児童家庭相談員	3
合 計	38

(2)職員給与費の状況(令和4年度)

区 分	会計年度任用職員(フルタイム)	
職員数 (A)	38	人
給 料 (①)	87,313	千円
職員手当 (②)	25,801	千円
給与費 (①+②=B)	113,114	千円
1人当たりの年間給与額(B÷A)	2,977	千円

※職員手当には、期末手当、通勤手当、時間外手当を計上しています。

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

○行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		合計		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士、司書又は学芸員の職務	44	16.5	主事	31	82	30.7	係員級
				保育士	10			
				保健師	1			
				管理栄養士	1			
				技師	1			
計	44							
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 困難な業務を行う保育士、保健師、看護師、栄養士、管理栄養士、司書又は学芸員の職務	38	14.2	主事	25	82	30.7	係員級
				技師	2			
				保育士	8			
				保健師	2			
				学芸員	1			
計	38							
3級	1 主査の職務 2 主任主査の職務	64	24.0	主査	57	134	50.2	主査・主任・係長級
				主任主査	7			
計	64							
4級	1 困難な業務を行う主任主査の職務 2 係長、支所長又は主任保育士の職務 3 副主幹の職務	70	26.2	主任主査	9	134	50.2	主査・主任・係長級
				主任保育士	2			
				係長	21			
				副主幹	38			
計	70							
5級	1 困難な業務を行う副主幹の職務 2 主幹又は課長補佐の職務 3 所長、室長、場長又は園長の職務	34	12.7	課長補佐	8	34	12.7	課長補佐級
				主幹	24			
				副主幹	2			
				計	34			
6級	会計管理者、課長又は局長の職務	17	6.4	課長	15	17	6.4	課長級
				会計管理者	1			
				局長	1			
				計	17			
合計		267	100.0					

○技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		合計					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	1 自動車運転手の職務	1	6.7	運転手	1	11	73.3	係員級			
	2 一般技能職員の職務			計	1						
	3 労務作業員等の職務										
2級	1 技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務	5	33.3	用務員	5						
	2 技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務			計	5						
	3 経験を必要とする労務作業員等の職務										
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務	4	26.7	調理員	1						
	2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務			用務員	2						
	3 相当の経験を必要とする労務作業員等の職務			運転手	1						
				計	4						
4級	1 高度な技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務	1	6.6	調理員	1						
	2 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務			計	1						
	3 高度な作業又は経験を必要とする労務作業員等の職務										
5級	1 自動車運転手を直接指揮監督する主任の職務	4	26.7	主任運転手	1	4	26.7	主任級			
	2 一般技能職員を直接指揮監督する主任の職務			主任技工	3						
	3 労務作業員等を直接指揮監督する主任の職務			計	4						
合計		15	100.0								